

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成23年5月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)東近江市青葉町商業施設 東近江市青葉町109-1
- 2 提出された意見の概要
東近江市からの意見
 - (1) 事業活動開始後においては、国道421号線の交通量の大幅な増加、交差点渋滞が大きくなることが予想される。当市の主要幹線道路である421号線、及び近隣道路は地域生活者の移動手段である公共交通の路線でもあり、自動車通行や歩行者の多い生活道路でもある為、交通整理員を配置するなどしてバス運行の遅滞につながらぬ様努めると同時に、出入りする車両の交通事故防止への配慮を怠らないこと。
 - (2) 駐車、駐輪場及び、出入り口の配置・規模等については必要に応じて随時確保・調整すること。
 - (3) 従来の周辺商店の顧客等の通行利便性を確保すること。
 - (4) 上記、その他交通安全各般につき苦情等のあった場合は、事業者の責任において対応の上、速やかに改善すること。
 - (5) 事業活動によって生じる一般廃棄物は自らの責任において、事業者自身が処理するか、市の許可する一般廃棄物の収集運搬業者に委託すること。
 - (6) 駐車場のごみが周辺に散乱しないよう努めること。
 - (7) 古紙、段ボールなどの再生利用ができるものについては、リサイクルするよう努めること。
 - (8) 工事及び事業活動に起因する騒音、振動、粉じん、またはその他の苦情が出た場合は、事業者の責任において、速やかに対応のうえ、改善すること。
 - (9) 騒音規制法及び、振動規制法に定める、特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届け出をすること。
 - (10) 県条例で、駐車場面積が500㎡以上ある場合は、アイドリングストップの啓発・周知する措置を講ずることと定まっているので遵守すること。
 - (11) 夜間営業について、照明・騒音その他の苦情が発生した場合は、すみやかに自己責任にて対応すること。
 - (12) 騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を設置する場合、特定施設設置届出書を提出し許可を受けること。
 - (13) 土壌汚染対策法に基づく土壌調査の対象に該当する可能性があるため、県と協議すること。
 - (14) 防犯対策について、敷地内に照明を設けて、防犯対策をすること。維持管理については、開発者で対応願いたい。
 - (15) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の深夜商業施設・大規模小売店舗の防犯指針を参考にし、推進願いたい。また、必要に応じ、東近江警察署の意見聴取の配慮も願いたい。
 - (16) 「東近江市風景づくり条例」に規定される届出対象行為を行う場合は、着手の30日前までに都市整備課に届け出てください。(「東近江市景観計画」の施行(平成23年4月を予定)までは「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の規定を参照してください。)
 - (17) 届出対象行為に該当しない場合も、大規模建築物が周辺景観に与える影響を考慮し、周辺景観との調和を図った計画とするよう配慮して下さい。
 - (18) 一定規模以上の屋外広告物を掲出する場合は、「滋賀県屋外広告物条例」の規定に基づく許可を得て掲出してください(許可事務は都市整備課の取扱となります。)
 - (19) 幹線道路であり、良好な沿道景観に寄与する広告物となるようご配慮ください。
 - (20) 滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく協定書および東近江市開発行為に関する指導要綱に基づく協定書を遵守すること。
 - (21) 隣接の市道・市有道路に影響がある場合、道路法に基づく許可を得ること。
 - (22) 地元市民を積極的に雇用していただきたい。
 - (23) 八日市商工会議所等の地元経済団体へ入会されたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7 - 23

東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10 - 5

(2) 縦覧期間 平成23年5月25日から平成23年6月27日まで